

高知県勤務環境改善事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県勤務環境改善事業費補助金（以下補助金という）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助目的）

第2条 県は、令和6年4月からの医師に対する時間外労働の上限規制の適用開始後において、地域での医療提供体制を確保しつつ、医師の労働時間短縮を強力に進めていくため、地域医療において特別な役割があり、かつ、過酷な勤務環境となっていると都道府県知事が認める県内の医療機関の開設者が実施する「医師労働時間短縮計画」に基づく取組を総合的に実施するための経費及び長時間労働となる医師がいる医療機関への医師派遣等に係る経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

（補助対象事業、補助対象経費、補助率及び補助限度額）

第3条 前条に定める補助対象事業（以下「補助事業」という。）の補助事業者、補助対象事業、補助対象経費、交付要件、補助率及び補助限度額は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、補助金所要額について、算出された額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付の申請）

第4条 規則第3条第1項に規定する申請書及び関係書類は、別記第1号様式によるものとし、知事に提出するものとする。

（補助金の交付の決定）

第5条 知事は、補助金の交付の申請が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、当該申請者に通知するものとする。ただし、当該申請者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

（補助の条件）

第6条 知事は、この補助金の交付を決定するに当たって、次の条件を付すものとする。

（1） 補助事業の内容又は事業に要する経費の配分の変更（補助金額の増額又は

20 パーセントを超える減額に限る。) をする場合には、事前に別記第 2 号様式による変更（中止・廃止）承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならないこと。

(2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、事前に別記第 2 号様式による変更（中止・廃止）承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならないこと。

(3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。

(4) 事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円以上の機械及び器具については、知事が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならないこと。

(5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。

(6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

(7) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後 5 年間保管しておかなければならないこと。

(8) 事業の実施において物品等を調達する場合は、高知県の定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(9) 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

(10) 補助事業者は、前号ただし書の規定により交付の申請をした場合は、次条の実績報告書の提出に当たって、当該補助金額に係る消費税仕入れ控除税額等が明

らかになった場合は、これを補助金から減額して報告しなければならないこと。
また、第7条の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに別記第3号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならないこと。

(11) 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合には、同条例第6条第1項に規定する非開示目以外の項目は、原則として開示すること。

(12) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(13) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを間接補助事業者及び契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(14) 県税の滞納がないこと。

（実績報告）

第7条 規則第11条第1項の規定による実績報告書の様式は、別記第4号様式とし、事業完了後30日以内、前条第2号の規定により事業の中止・廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から30日以内又は当該年度の3月31日までのいずれか早い日までに、これにより難しい場合は、翌年度4月30日までに1部を知事に提出するものとする。

（附 則）

1 この要綱は、令和3年3月24日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第4号から第7号まで、第10号及び第11号の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

（附 則）

この要綱は、令和4年3月16日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

(附 則)

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和 7 年 2 月 7 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。